

平成 28 年熊本地震 本市への避難者の皆様へ
北九州市からの各種支援のご紹介
【保健福祉局】

保健・医療関連

1 健康保険の取り扱い

○全国共通の取扱い（被用者保険の被保険者を含む）

- ・医療機関受診時の被保険者証等の提示について

被保険者証等を紛失・家屋に残したまま避難したことにより、これらを医療機関の窓口で提示できない方は、医療機関において次のことを申し立てることにより受診できるよう取り扱います。

- ・氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）
- ・住所（国民健康保険、後期高齢者医療制度）
- ・事業所名（被用者保険）
- ・住所、組合名（国民健康保険組合）

- ・一部負担金の支払いの猶予について

①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の一部負担金の支払いがいったん猶予されます。

<要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ 対象者は次の医療保険に加入されている方

- ・熊本県内の全ての市町村の国民健康保険
- ・熊本県後期高齢者医療
- ・協会けんぽ、熊本県内の全健康保険組合を含む一部の健保組合

※ 上記の方で、熊本県内の全ての市町村国保・後期高齢者医療に加入している方などは、猶予された一部負担金は免除されます。

※ この取扱いは平成 28 年 7 月末までです。

○被災された方で、本市に住民登録を行って転入された方

(国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の方)

- ・保険料の減免

被災された方からの申請に基づき、罹災証明書などによる損害率に応じて減免します。

- ・一部負担金の減免

被災された方からの申請に基づき、資産や収入等について確認を行い、個別に審査したうえで判断します。なお、原則として診療前に申請する必要があります。

保健福祉局保険年金課	093-582-2415
------------	--------------

2 公費負担医療の取り扱い

[国の制度]

関係書類等を紛失・家屋に残したまま避難したことにより、これらを医療機関の窓口で提示できない各制度の対象者は、医療機関において次のことを申し立てることにより受診できるよう取り扱います。

- ・各制度の対象者であることの申し出
- ・氏名、生年月日
- ・住所

対象となる制度

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律
- ・特定疾患治療研究事業
- ・肝炎治療特別促進事業
- ・児童福祉法（療育券、小児慢性特定疾病医療費）
- ・母子保健法（養育医療券）
- ・生活保護法（医療券）
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
- ・戦傷病者特別援護法
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律

各区役所

門 司 区 : 093-331-1881 (代表)

小倉北区 : 093-582-3311 (代表)

小倉南区 : 093-951-4111 (代表)

若 松 区 : 093-761-5321 (代表)

八幡東区 : 093-671-0801 (代表)

八幡西区 : 093-642-1441 (代表)

戸 畑 区 : 093-871-1501 (代表)

[市の制度]

乳幼児等医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費の助成についても、各区役所にご相談ください。

3 予防接種の取り扱い

居住地の長からの予防接種実施依頼書がなくても、申し出により定期接種として予防接種を実施します。

保健福祉局保健衛生課 093-582-2430

4 人工透析を受けている方への対応

市内で透析が可能な医療機関を福岡県透析医会北九州ブロック会（322-3551：門司港腎クリニック）でご紹介しています。

保健福祉局地域医療課 093-582-2678

5 北九州市の救急医療体制

○夜間、休日に急病になったら……

テレフォンセンター 093-522-9999

(※診療科によっては、ご案内できない場合もあります)

○小児救急医療体制

医療機関名	所在地	連絡先	診療時間
小児救急センター (市立八幡病院内)	八幡東区	093-662-1759	24時間 365日
北九州総合病院	小倉北区	093-921-0560	【月曜日から金曜日】 17:00～翌 7:00 【土曜日】 13:00～翌 7:00 【日曜日、祝日】 9:00～翌 7:00 ※重症の場合は 24時間 365日
国立病院機構 小倉医療センター	小倉南区	093-921-8881	24時間 365日 ※受診前に問い合わせが必要です。
地域医療機能推進機構 九州病院	八幡西区	093-641-5111	【毎日】 9:00～24:00 ※0時～9時は事前に問い合わせが必要です。
夜間・休日急患センター (総合保健福祉センター1 階)	小倉北区	093-522-9999	【月曜日から土曜日】 19:30～23:30 【日曜日、祝日】 9:00～23:30 (受付は診療終了時間の 30分前まで)
門司休日急患診療所	門司区	093-381-9699	【日曜日、祝日】 9:00～17:00 (受付は診療終了時間の 30分前まで)
若松休日急患診療所	若松区	093-771-9989	【日曜日、祝日】 9:00～17:00 (受付は診療終了時間の 30分前まで)

1 高齢者の総合相談

被災地から市内に避難された高齢者の方に対して、保健・福祉・医療の総合相談対応を行います。

例えば、「転びやすくなった」など身体に関することや生活上のささいな困り事も含め、訪問や電話でご相談をお受けします。

各区統括支援センター

門 司 区：093-331-1881（内線）482
小倉北区：093-562-3810（直通）
小倉南区：093-951-4111（内線）487
若 松 区：093-761-5321（内線）480
八幡東区：093-671-0801（内線）488
八幡西区：093-642-1441（内線）480
戸 畑 区：093-871-1501（内線）483

2 要介護高齢者の支援

被災地から市内に避難された介護が必要な高齢者に対して、介護サービスの利用（施設入所や在宅サービスの利用）の支援を行います。

保健福祉局介護保険課 093-582-2771

各区役所保健福祉課

門 司 区：093-331-1881(代)（内線 472）
小倉北区：093-582-3433(直通)
小倉南区：093-951-4111(代)（内線 472）
若 松 区：093-761-5321(代)（内線 472）
八幡東区：093-671-0801(代)（内線 472）
八幡西区：093-642-1441(代)（内線 472）
戸 畑 区：093-871-1501(代)（内線 472）

3 高齢者福祉施設等への受入れ

避難生活が長引くことによる高齢者の心身機能低下等を防ぐため、一定期間、北九州市内の有料老人ホーム等への受入れを行います。

○ 支援内容

- (1) 市内の有料老人ホーム等に入所
- (2) 滞在期間中の家賃・食費・光熱費等の一部または全部を施設側が負担
※ 介護サービス利用料は有料（減免措置もあります）
- (3) 滞在期間は概ね3ヶ月以上（短期でも可）
- (4) 送迎については施設と相談

○ 協力施設（H28.4.22現在）

- (1) 介護付有料老人ホーム 26施設 約100人分
- (2) 住宅型有料老人ホーム 26施設 約90人分
- (3) サービス付き高齢者向け住宅 4住宅 約20人分

保健福祉局介護保険課 093-582-2771

4 生活困窮者の相談

被災地から市内に避難された方で、経済的にお困りの方について、各区の「いのちをつなぐネットワーク」コーナーと保護課が連携して、相談対応を行います。

各区役所のいのちをつなぐネットワークコーナー・保護課
門司区：093-331-1881（代表）
小倉北区：093-582-3311（代表）
小倉南区：093-951-4111（代表）
若松区：093-761-5321（代表）
八幡東区：093-671-0801（代表）
八幡西区：093-642-1441（代表）
戸畑区：093-871-1501（代表）

5 障害者の総合

被災地から市内に避難された方で、障害のある方に対する保健・福祉・医療の総合相談対応を行います。

保健福祉局障害福祉企画課	093-582-2453
障害者支援課	093-582-2424（施設入所等に関すること）
各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー（高齢者・障害者相談係）	
門司区	:093-321-4800
小倉北区	:093-582-3430
小倉南区	:093-952-4800
若松区	:093-751-4800
八幡東区	:093-671-4800
八幡西区	:093-645-4800
戸畑区	:093-881-4800

6 こころの病気・精神保健に関する相談窓口

こころの健康に不安を感じたり、ご家族等のこころの問題について心配なときなど、こころの病気・精神保健に関する身近なご相談や、精神障害者の生活上の相談や医療・福祉に関する各種制度の手続きを行います。

各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー（高齢者・障害者相談係）	
門司区	:093-321-4800
小倉北区	:093-582-3430
小倉南区	:093-952-4800
若松区	:093-751-4800
八幡東区	:093-671-4800
八幡西区	:093-645-4800
戸畑区	:093-881-4800

7 犬・猫の一時預かり（公益社団法人 北九州市獣医師会）

本市に被災者と一緒に避難した犬・猫について、飼育場所の確保等でお困りの場合、支援可能な動物病院内で一時預かり（最長で原則1ヶ月）を行います。

（公社）北九州市獣医師会 事務局 093 - 662-1054
